★･･･････････････････････････････★
いばらき消費生活 メールマガジン
★･･･････････････････････････････★
２０２６年１０月２７日２４４号
■□■□■□■□■□■□■□■□■□■
１．はい！相談室です
分電盤の点検商法にご注意を
２．クイズで「エシカル度チェック」キャンペーン実施中！
３．消費者教育啓発講座　受講者募集！
■□■□■□■□■□■□■□■□■□■
１．はい！相談室です
分電盤の点検商法にご注意を

【相談事例】
自宅に電話がかかってきて、「分電盤の点検に行く。」と言われたので法定点検と思い日付を決めて家に来てもらった。点検後に「長年交換していないので劣化している。漏電したら火事になる恐れがある。」と言われ、怖くなって交換工事の契約をした。その場で交換作業が行われ、代金の請求を受けたが、手持ちがないと伝えると「コンビニの ATM で下ろしてくるように。」と指示されて支払った。後日、知り合いにこのことを話すと、「法定点検は事前にハガキが届くし、身分証も持っているはずだ。金額も高いと思う。」と言われたので、電力会社に問い合わせると、「法定点検ではその場で交換させることはない。自社とは無関係な業者である。」と回答された。

【アドバイス】
分電盤や給湯器など、住宅の設備を点検するとして訪問し、不安をあおって高額な契約をさせる、いわゆる点検商法について、特にここ数年は分電盤（ブレーカー）の点検に関する相談が多く寄せられています。
分電盤を含む家庭用の電気設備については、４年に１回の法定点検が電力会社に義務付けられており、事前に書面で案内しています。また、点検後に調査員がその場で交換工事の契約をもちかけることはありません。
電話などで点検を持ちかける業者には、安易に点検させないようにしましょう。点検した場合であっても、その場で契約しないようにしましょう。
なお、特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、法定書面受領後８日以内であれば、クーリング・オフの対象となります。

困ったときは、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

＜参考資料＞
〇国民生活センター
「分電盤の点検商法にご注意ください－相談が各地に広がり増加しています－
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260916_2.html
〇METI/経済産業省　電気設備の点検等を装った訪問者に御注意ください
https://www.meti.go.jp/press/2024/01/20250115001/20250115001.html

・・・

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談は「消費者ホットライン」をご利用ください。
　全国共通・局番なし３桁「消費者ホットライン：１８８（いやや）」
　最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します。
　※相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。
　※相談は無料ですが、通話料金はご負担ください。

・・・

２．クイズで「エシカル度チェック」キャンペーン実施中！

茨城県の特設サイト「エシカルいばらき」では、エシカル関連賞品が当たるエシカル度チェックキャンペーンを実施中です！

キャンペーン第２弾（10/1～11/30）では、「オリジナルエコバッグ」が 20 名様、「ほしいもグラッセ」や「みらいの玄米」が各 15 名様に当たります！

是非、下記リンクより、キャンペーンへご参加ください！
URL：https://ethical-ibaraki.pref.ibaraki.jp
※応募は茨城県内在住の方に限ります。

～「エシカル消費」とは～
エシカル消費とは、「人・社会・地域・環境」に配慮して、商品やサービスを選択する消費行動のこと。

お問合せ先：茨城県生活文化課（029-301-2829）

・・・

３．消費者教育啓発講座　受講者募集！

現在、県消費生活センターでは、高齢者の見守に関心のある方を対象に、消費者教育啓発講座「ふせごう！高齢者の暮らしのトラブル」（オンデマンド方式）の受講者を募集しています。

テーマ：「1 高齢者に多い消費者トラブル」、「2 高齢者のインターネットトラブル」です。
配信方式：オンデマンド方式
受講料：無料
締め切り：2026 年 11 月 17 日（視聴は 11 月 18 日まで）
申込方法：「いばらき電子申請・届出サービス」より申請をお願いします。
　　　　　YouTube 視聴用 URL をお送りします。
https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=89099

詳しくは、県消費生活センターのホームページ「いばらき消費生活なび」をご覧ください。

https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/educate/r8boshuu.html

お問合せ先：茨城県消費生活センター（029-224-4722）

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。
https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html
このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが
mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。

.....

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】
発行・編集　茨城県消費生活センター
〒310-0802　茨城県水戸市柵町１丁目３番１号
TEL：029-224-4722
FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■